

告 示

埼玉県告示第七百三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十九年六月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友所沢花園店

埼玉県所沢市花園一丁目二千三百十三

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

合同会社西友 職務執行者 上垣内猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

平成二十九年五月三十一日